諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和2年2月27日(令和2年(行個)諮問第29号)

答申日:令和3年10月18日(令和3年度(行個)答申第89号)

事件名:本人に係る「正しい病名の診断書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書(以下「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長(以下「処分庁」という。)が、令和元年7月3日付け兵労個開第71号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、おお むね以下のとおりである。

(1) 平成20年特定日の特定職員Cの手紙を始め、別紙1ないし20を添付します。

読んでいただき、私の病名が特定症状Rではなく、特定傷病Sと特定傷病Tであることを認めてください。特定監督署Xから直接頂かせてください。

添付書類(別紙20。別紙1~19は略)

(中略)特定傷病Sが認められている特定医療機関Aの特定医師Aの 診断書を頂きたい。

(2) 令和2年2月28日,諮問庁において審査請求の理由を審査請求人に 確認したところ,以下のとおり。

不開示部分を開示してもらいたいのと同時に,本件審査請求に係る開示対象保有個人情報(診断書)以外の個人情報(診断書)についても開示してほしいため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1)審査請求人は、令和元年6月21日付け(同月24日受付)で処分庁 に対し、法の規定に基づき本件請求保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が本件対象保有個人情報を特定(注)し、その一部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、令和元年12月14日付け(同月16日受付)で本件審査請求を提起したものである。

(当審査会注)本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄の記載は、本件開示請求文言(別紙の1)と同文であるが、本件対象保有個人情報が記録された文書として具体的に特定されたものは、別紙の2の(1)ないし(4)に掲げる4文書である。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分は妥当であると考える。

- 3 理由
- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、要旨、審査請求人に係る診断書等である。

(2) 不開示情報該当性について

原処分における本件対象保有個人情報の不開示部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であるものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和2年2月27日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月11日 審議

④ 令和3年6年3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年10月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報として、具体的には、別紙の2に掲げる各文書(本件文書)に記録された保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))におい

て、審査請求人の傷病名が特定症状 R ではなく、特定傷病 S 又は T であることを認めること及び特定傷病 S が認められている特定医師 A の診断書を開示するよう求めているが、諮問庁において審査請求人に対して本件審査請求の理由を確認したところ、上記第 2 の 2 (2) のとおりであったとのことから、審査請求人は、原処分における不開示部分の開示及び原処分において具体的に特定された診断書以外の診断書の特定を求めているものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について
- (1)審査請求人は、本件対象保有個人情報(別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報)の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報(診断書)に記録された保有個人情報の開示を求めている。
- (2) この点につき、当審査会事務局職員をして詳細を確認させたところによると、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 本件請求保有個人情報は、別紙の1のとおりであるが、審査請求人は、要旨、同人の労災請求において作成された同人に係る「正しい病名が記載された診断書」の開示を求めている。これを踏まえ、特定監督署Xにおいて、正しい病名が記載されているか否かに関わりなく、審査請求人本人に係る症状について医師が作成した文書全てを探索したところ、具体的には、本件文書が確認されたことから、これらの文書に記載された情報を本件対象保有個人情報として特定した。

なお、審査請求人は、本件請求保有個人情報(別紙の1)において、特定監督署Yに言及しているが、審査請求人の労災請求については、担当署である特定監督署Xで事務を行っており、特定監督署Yは関与していない。このため、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が記載された文書を保有しているのは特定監督署Xのみである。また、審査請求人は、保有個人情報の開示手続を行った兵庫労働局を特定監督署Yと誤認している。

- イ また、本件審査請求を受け、処分庁において、特定監督署 X の執務 室及び書庫を改めて探索したが、本件文書の外に、特定傷病 S が認め られていると審査請求人が主張する特定医師 A の診断書を含め、本件 開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が記載された文書を保 有していないことを確認した。
- (3)上記(2)の諮問庁の説明を受けて、当審査会において本件対象保有 個人情報を見分したところ、以下のとおりであった。

- ア 本件文書は、審査請求人の主治医による診断書2通並びに地方労災 医員の意見書及びメモであり、それぞれに審査請求人本人に係る病名、 各医師の所見等が記載されていることが認められる。
- イ 審査請求人は、「正しい病名」が記載された診断書の開示を求めているところ、諮問庁の説明によると、審査請求人の労災請求に係る事務は専ら特定監督署Xが担当し、特定監督署Xにおいては正しい病名が記載されているか否かに関わりなく、審査請求人本人に係る症状について医師が作成した文書全ての探索が行われたものであり、探索の方法として不十分であったとはいえない。

さらに、本件審査請求を受けて、特定監督署Xの執務室及び書庫の 探索が行われており、探索の範囲が不十分であったとはいえない。

- ウ 以上を踏まえると、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報 は、本件文書に記録された保有個人情報の外に保有していないとする 諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段 の事情も認められない。
- エ したがって、兵庫労働局において、本件対象保有個人情報の外に開 示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認め られない。
- 3 不開示情報該当性について

原処分において不開示とされた部分は、別紙の2の(1), (2)及び(4)の主治医の診断書及び地方労災医員の意見書に記載された主治医の署名及び印影並びに地方労災医員の署名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に 関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における職務遂行に係る情報に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。主治医の署名及び印影についても、同様に、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが 妥当である。

4 付言

処分庁は、本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄に本件開示請求文言を引き写して記載し、原処分を行ったため、同通知書の記載は、原処分において具体的に特定された保有個人情報を示すものとなっていない(上記第3の1(2)注)。本来、開示決定通知書には、具体的な文書名を用いるなどにより、特定した保有個人情報の名称を端的に記載すべきものであり、処分庁は、今後、この点について適切に対応する必要がある。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、兵庫労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 髙野修一,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求保有個人情報(本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」 欄も同文)

私は、平成7年特定日に当時勤めて居た会社(特定事業場)内で(交通事故)労務災害に会い、負傷しました。

でも労災保険は早く切られて、自賠責保険は認められなくて、私は本当に 困ってしまっていました。

平成20年特定日に特定監督署Xの特定職員Cが特定医療機関Aの特定医師Aを特定監督署Xに呼んで頂いて診断して下さいました。

特定職員Cはその後、診断した先生は特定医療機関Aの一番偉い先生だよ、 病院に行き診断書を書いてもらうよう言ってくださいました。

その後、私は特定医療機関Aに行き、特定医師Aにその事を話すと、特定監督署Xで診断した時のように労災の係の方と一緒に来たら書くよう言われました。それで特定監督署Xにお願いしようと行くと、特定職員Cはもう居られず、特定職員Dが会ってくださり、病院に行かなくても特定監督署Xにとても良いのがあるので開示請求しなさいと言っていただき、手続きをして特定監督署Yで受取りました。

特定職員Dに見て頂きこの診断書にはまだ続きがあるのが入っていないと言われました。もらった診断書の終りに、この診断名は当初の診断名とは全く合わない所見であるとありますが、次に診断書が続いているのが入っていないと教えて下さいました。次に正しい病名のがあるので見て来て教えるので良く覚えておいてねと言って見て来て下さいました。正しい病名は特定傷病Sと特定傷病Tとなっていると教えていただきました。特定監督署Yでは頂けなかった。

ずっと困っていて又特定監督署Xにお願いに行くと、もう特定職員Dは居られず、特定職員Eが会って下さった。お願いするとここに良い診断書があるのですぐ早く開示請求をするように言って頂きました。特定監督署Yに行っても頂けないと話すと、受付けを通るだけで頂けるので大丈夫と言われ、手続きを出して又特定監督署Yに受取りに行きました。受付けで話して又上の階に行くよう言われてお願いしても、正しい診断名のは頂けなかった。

次は特定監督署Xの特定職員Fに相談して頂いた。今までとは違う監督署からもらいなさい、と言われたが、特定職員Fも遠い所まで相談に行って下さったりもして開示請求をぜひするように言って下さって、手続きをして特定監督署Yに行き正しい病名の診断書は頂くことができなかった。

次に特定監督署Xの特定職員Gに相談する事になり、3回も開示請求をしたのにもらえない事を言ってみたらと言って下さった。私は特定監督署Xに正しい診断書が残っている事を確信しました。

それから開示請求者は3回も入院しました。

次は特定職員Hに相談して頂くことになり、開示請求を又出させていただくことになりました。今までの自賠責保険の結果に特定病名Sを認められていない本件においては等級を認めないとあります。

この度の開示請求を出させて頂きますが、正しい病名の診断書が頂けますようどうかお願いいたします。

- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書として具体的に特定されたもの (本件文書)
- (1) 平成13年特定日付け特定医療機関B特定医師Bの「診断書」
- (2) 平成20年特定日付け特定医療機関B特定医師Bの「診断書」
- (3) 厚生労働省の罫紙に書かれた兵庫労働局地方労医員のメモ
- (4) 平成20年特定日付け兵庫労働局地方労災医員の「意見書」